

●7月10日『納豆の日』

1981年に関西納豆工業協同組合が、関西における納豆の消費拡大のため制定しました。その後に関西納豆協同組合連合会が1992年に改めて全国的な記念日となりました。語呂合わせとしても「な(7)とう(10)」でありこの日なのでしょうね。

「関西圏では納豆を食べない」とか「関西の人は納豆が嫌い」などとよく言われますが、実際に納豆の消費量は東北・関東地方が多く、近畿・中国・四国地方では東北地方の半分以下となっております。文化的にあまり食べないのでしょうか。(ちなみに関西出身のスタッフを確認してみたら、納豆はよく食べるそうです...)

「納豆」という言葉は、納所(なっしょ、寺院の倉庫)で作られたことから名づけられたと言う説があります。お寺で精進料理として出されていたので、昔から栄養価の高い食材であったのだと考えられます。

納豆は、室町時代以前は「塩辛納豆」のことを指し、味噌や醤油(ひしお)に近い調味料として用いられていました。室町時代以降に「糸引納豆」が普及し始めて、大豆を発酵させたものを納豆と呼ぶようになりました。また、「ひきわり納豆」と呼ばれる納豆もありますが、こちらは砕いた大豆を発酵させて作る納豆のことで、砕かない納豆に比べて発酵が早く消化にも良いそうです。

カレーやパスタなど、いろんな料理のトッピングとして用いられる納豆。もちろん、白いご飯に載せていただくのは言うまでもなく美味しいのですが、東北地方では味噌汁の調味料もしくは具材として食べる「納豆汁」があるそうです。寒い時期だと身体がホカホカ温まりそうですね。

梅雨から夏にかけての疲れやすいこの時期、栄養価の高い納豆を食べて疲れを吹き飛ばしましょう！！

OTONA ぶらりゆらり大人の休日 DAYS

古谷

●今が旬「紫蘇(シソ)」

紫蘇のことを、漢方では葉を「蘇葉」、種子を「蘇子」といって、体を温め停滞しているものを動かし、発散させる作用があるそうです。発汗、解熱、鎮咳、鎮痛、利尿などに効果があります。

葉はひじょうに栄養価が高く、特にビタミンAの多さは、全野菜の中でもトップクラスです。また、カルシウム、鉄分といった無機質や、ビタミンB1、B2、Cも豊富に含まれています。

紫蘇といえば、あの爽やかな香りが思い浮かびますが、その香りの成分はペリアルデヒドというもので、防腐・殺菌作用を持っています。この防腐・殺菌作用によって、生魚にあたることを防ぎます。お刺身に添えられているのはこんな理由もあったのですね。

この殺菌、解毒効果は肌荒れや整腸・疲労回復に効果があります。他にアレルギーの症状緩和や、血中に糖分が増えるのを阻止して血糖値の上昇を抑える効果もあるそうです。

先日、採れたての紫蘇を手に入れたので、早速紫蘇

ジュースを作ってみることに。

実は少し前に作ったとき、家の在庫のお酢が足りなくて、らっきょうの酢漬けの残汁で酸味を足したのだから、らっきょう臭くて大失敗。今回は美味しいものにしたかったので、試行錯誤して、甘みは三温糖とはちみつ、酸味は採れたての生レモンを数個丸絞り。そのせいあってか、今回はこれまでで最高の出来となりました。

煮立てた紫蘇を搾るときは、最後の一滴までしっかり絞って紫蘇が育んだ栄養分を抽出します。この煮立てた汁にレモン果汁入れたときの、少し濁った紫から透き通った紫に変わる一瞬を見るのは心が躍る瞬間です。

今年の厳しい夏もこの紫蘇ジュースで乗り切れそうです。作り方は思いのほか簡単なので、皆様にも是非おススメです！



Member's Voice 「夏の食欲をキープする」

福島

「冷やしかつ丼」ってご存知ですか？

ご飯の上には、揚げたての温かいかつ、その上にはとろろ、そしてオクラなどの野菜がのって、冷たいお出しが入って冷やしかつ丼となります。とても暑い日には、氷の量を多めにするとうれさが増します。

これを考えたのは、水道橋や渋谷にお店のあるかつ吉さん。暑い時期にも美味しいかつ丼を食べていただくにはと考え、15年前から出しています。

最初は、常連さんからも、かつ丼にこんなことする

なんてとお叱りの声もあったようです。しかし、次第に人気上がり、今では夏の定番メニュー。

はじめは、かつ丼が冷たいということが理解できない方も多く、食べるまでは疑心暗鬼なのですが、一度食べるとはまってしまふ美味しさ！

夏の食欲が落ちる時期に、だまされたと思って、一度召し上がってはいかがでしょう。



2015
7
(Jul)

A

あい

i

C

kontakto

o

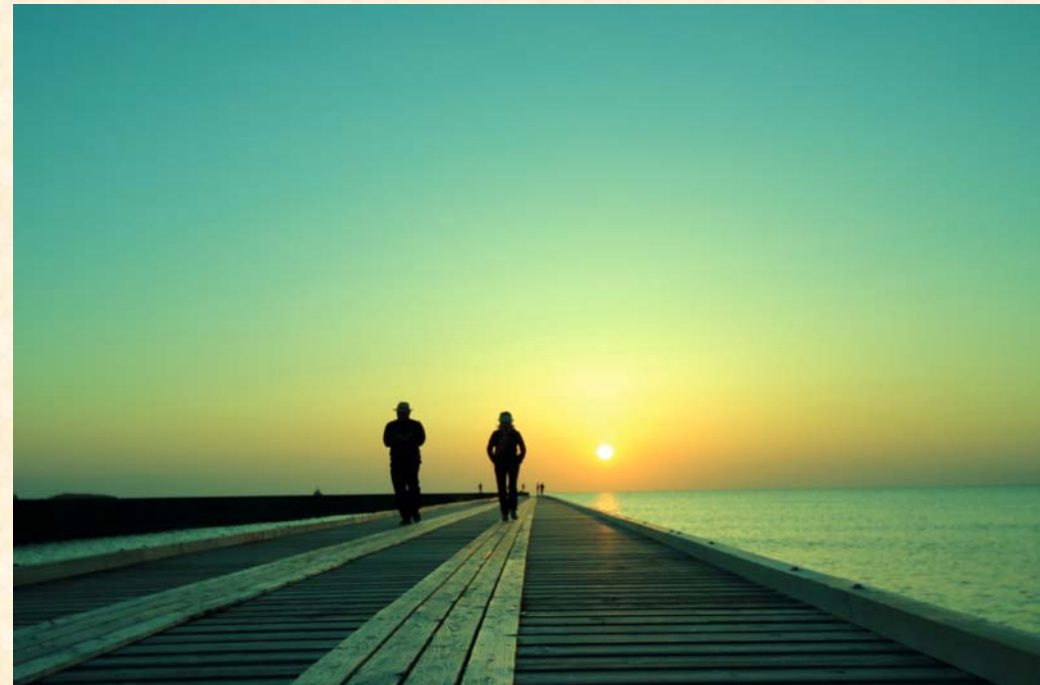
n

t

a

c

t



【今月号のLINE UP】

- ・<特集> 最近の注目労働裁判例
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための「9つの力」「マイナンバー④」
- ・カレンダー探訪記「7月10日『納豆の日』」
- ・ぶらりゆらり大人の休日「今が旬『紫蘇』」
- ・Member's Voice「夏の食欲をキープする」

館山市 北条海岸 (2015.05.05)

砂浜を歩いていると砕けた貝殻がいくつも散らばっています。この貝殻は一体どこからやってきたのでしょうか？海が遠くオーストラリアやアメリカなどと繋がっていることを考えると、名前も知らないような国から、長い年月をかけて流れ着いたものかも知れません。人と人、過去と未来、海は全てを繋げてくれます。

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客様のリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所 相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-ajimusho.co.jp> / Email info@sr-ajimusho.co.jp

昨年、労働分野において重要な裁判例が相次ぎました。労働契約法の例をみるまでもなく判例によって出された内容は、今後の実務上の判断をするときの指針となります。
今月号では注目すべき判例を採りあげて、その判決内容と今後の実務に与える影響を分析します。

● 阪急トラベルサポート事件 第二小判平26.1.24

ツアーの派遣添乗員に「事業場外のみなし労働時間制」が適用されるかが争われた事案

⚠ 判決POINT!

- ① 添乗業務について、業務にあたり添乗員自ら決定できる事項や選択の幅が限られていた。
- ② 添乗業務の開始前、実施中、終了後の事情から、勤務の状況を具体的に把握することが困難といえない。

Judge!

「事業場外のみなし労働時間制」にはあたらぬ

実務に与える影響

「事業場外のみなし労働時間制」が認められるのは、会社が「労働時間を算定しがたいとき」とされています。今回のケースはツアーの開始前から終了後の報告まで添乗員より所要時間等を含めて報告があったため認められませんでした。添乗員に限らず外回の営業社員などの場合でも同じような考えを踏襲する可能性があります。

● 東芝事件 第一小判平26.3.24

労働者による健康情報の不申告と損害賠償の過失相殺が争われた事案

⚠ 判決POINT!

- ① 会社は労働者の健康上の申告有無にかかわらず労働環境に十分な注意を払う安全配慮義務を負う。
- ② 労働者が受給した傷病手当金をもって、損害賠償額から控除することはできない。

Judge!

健康情報の不申告と損害賠償の過失相殺は認めない

実務に与える影響

判決では「労働者の通院や病名薬剤処方等の健康に関する情報はプライバシーに属するものであり、会社や職場に知られたくないというケースが想定される」としたうえで過失相殺を認めませんでした。申告の有無にかかわらず、会社は就労状況などから安全配慮義務を講じていくことが求められます。

● 広島中央保健生活協同組合事件 第一小判平26.10.23

妊娠・出産にともない簡易業務への転換と降格処分が有効かが争われた事案

⚠ 判決POINT!

- ① 妊娠中の軽易業務への転換を契機とした降格措置は、特段の事情がない限り、原則として均等法違反となる。
- ② 降格にあたり、労働者の自由意志による承諾があったとはいえず、業務上の必要性もあったとは認められない。

Judge!

妊娠・出産を契機とした不利益取扱いに該当し無効

実務に与える影響

このケースは妊娠中の労働者が軽易業務への転換を希望して異動した際に、副主任の職位も解かれた降格処分が、妊娠・出産を「契機とした」不利益取扱いに該当し男女雇用機会均等法（9条3項）に違反し、無効と判決されたものです。これを受けて厚労省は本判決の内容に沿った改正通達を発表しました。通達によると、妊娠や産休・育児休業の申出等と不利益処分が時間的に近接しているか否かで判断することとされています。

※問答有用Q&Aは、今月お休みします。

登場人物



おばあさん⇒長年、総務や人事の仕事に携わり、現在は社労士の資格を取得し社労士事務所で働いている。



クロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおばあさんに拾われて以来なついてしまった。何をやっても長続きしない性格で、現在求職中。

● 保険があれば安心やけど何事もなく平和に暮らせるのが一番幸せやで!

キキー!! ドンツ……………!!
女性「キャー! 猫が轢かれた! 誰か救急車を…………!!」
—ここは大阪ミナミの動物病院—
クロ「ああ痛痛アイタタタ…」
おば「大丈夫かい!? やってお寿司屋さんでアルバイト決めたのに入院だなんて、クロもホントついてないねえ…」
クロ「ホンマやわ! 大将になかなか筋がいいから頑張りば将来店持たせたる言われて、えらいその気になつたのにすべてパーでんねん。しかしまあ…死ななかつただけでもよしとしときまひよか…生きてるだけで丸儲けや!」
おば「クロも大人になったねえ…」
クロ「せやかと現実問題、丸儲けどころか、仕事せんと入院しとったら生きてるだけで大損やで! なあ、おばあさん。仕事帰りの事故やし労災にならんかな?」
おば「会社の『労災保険』と加害者の『自賠責保険』のどちらか好きな方を選んで使うことができるよ。」
クロ「へえ、そうなんや! せやけど好きな方、言われてもどっちにしたらええんか分からんやん。どっちが得なん?」
おば「一般的に、交通事故で怪我をした場合は自賠責を使うことが多いね。労災は、休業4日目から休業1日につき、日当の80%しか受け取ることができないのに対して、自賠責は休業初日から休業1日につき、日当の全額を受け取ることができるんだよ。それに労災にはない

仮渡金制度があったり、感謝料ももらえるんだよ。」
クロ「全額に感謝料って! 自賠責むっちゃええやん! ほなそれで決まりや! 良かったわ〜カツオブシ我慢せんとすむわ〜」
おば「おっと! 決めるのはまだ早いよ。加害者が任意保険未加入なら自賠責の支払われる枠は傷害の場合120万円が限度なんだけど、労災では診療報酬単価が1点12円なのに対して自賠責は自由診療扱いになるから1点が20〜30円になるんだよ。」
クロ「うちゅうことは自賠責使ったら限度額の120万円なんかついて間に使い切ってしまうやん!?!」
おば「確かにそうだね。だから①治療が長引いて自賠責の限度額120万円を超えることが確実な場合は労災を優先して使ったり、自賠責は過失割合が7割以上だったら損害補償額が減額されるけど、②労災(過失割合による減額おまじから、こちらの過失の方が大きい場合も労災の方がいいかもね。あと③加害者が無保険の場合、④示談が成立していない場合も自賠責は使えないから労災を使ったほうがいいだろうね。」
クロ「へえ〜じゃあ一概にどっちが有利かとは言えへんな。ホンマにケースバイケースやんなあ。」
おば「それと忘れがちなのが、労災と自賠責のどっちを選んだ場合でも日当の20%が休業特別支給金として更に支給されるから、忘れずに労働基準監督署に請求することだね。」
クロ「色々補償があんねんな〜けど猫も人間もルールをちゃんと守って交通事故が起きへんようにせんとあかんね!」

経営者のための「9つの力」

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる! というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

● マイナンバー④ 「公平性、利便性、そして自社を守る」

日本年金機構で発覚した個人情報漏えい問題。これに端を発したわけではありませんが、東京商工会議所や早稲田大学においてまで流出問題が取りざたされています。
世間では、こんな大きな問題が発生するようでは、マイナンバー制度なんて成り立たないのではないかと危惧する声も聞こえます。担当大臣も、示唆するような発言もありました。そう考えられるのは、ごく普通なことであり、心配になる気持ちも当然とは思います。
しかし、今後の利便性や公平性を考えていくと、今ここでスタートを切らなければ、更に大きな損失になると考えられていることも事実です。
それは、日々繰り返されるサイバー攻撃で企業や行政までもが大きな被害を受けており、そこから発生する事件の被害を考えると、今ここで制度を作り上げなければ、日本のセキュリティも立ち遅れが懸念される

からです。
今ここで再度認識をしなければならぬことは、これまで起きてきたことは対岸の火事ではなく、いつ火の粉が自社に降りかかってくるかわからないということです。
万が一自社の従業員の情報が流出し、被害を受けた際、会社はどのように説明できるでしょうか。まさか自分の会社がこんなことになるなんて思ってもいなかった…このような大企業の経営陣のような受け答えでは納得してもらえないでしょう。また内部からの流出の恐れもベネッセ事件で明らかになっています。
マイナンバー制度は時期尚早ではなく、公平性な社会を作り上げるには必要な制度とご理解いただければと考えています。
また、7月22日のセミナーでお話させていた



だきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。